

社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会
及び総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会
建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ 合同会議

令和5年5月24日

【事務局】 本日はお忙しい中、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。
私は、事務局を務めさせていただきます、国土交通省住宅局の〇〇でございます。どうぞ
よろしくお願いいたします。

本日は、ウェブ会議による開催としております。委員の皆様方におかれましては、原則
としてカメラをオンにしたままをお願いいたします。また、マイクはミュートとしていた
だき、御発言の際にマイクをオンにさせていただきますようお願い申し上げます。資料は、
事前に電子データにて委員、オブザーバーの皆様方にお送りさせていただいております。
お手元に御用意ください。また、本日はウェブで生中継しており、傍聴の方がおられます
ので、この点もどうぞよろしくお願いいたします。

また、資料及び議事録につきましては、インターネット等において公開することとし、
議事録は、委員の皆様方に御確認いただいた上で、委員の名前を伏せた形で公開いたしま
す。あらかじめ御了承をお願いいたします。それでは、開会に先立ちまして、お手元にお
配りしております資料を確認させていただきます。資料につきましては配付資料一覧のと
おりでございます。もし万が一欠落等ございましたら、事務局までお申しつけください。

続きまして、委員の御紹介をさせていただきます。委員につきましては、資料1-1、
1-2のとおりでございます。なお、本日は、総合資源エネルギー調査会建築物エネルギ
ー消費性能基準等ワーキンググループの〇〇委員並びに社会資本整備審議会建築物エネル
ギー消費性能基準等小委員会の〇〇委員におかれましては、欠席となっております。

また、本日、オブザーバーといたしまして、同じく資料1-1、資料1-2のとおりと
なっております。なお、オブザーバーの交代がございまして、総合資源エネルギー調査
会建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループにおきましては、〇〇オブザー
バーより〇〇〇〇様、〇〇オブザーバーより〇〇〇〇様、社会資本整備審議会建築物エネル
ギー消費性能基準等小委員会におきましては、〇〇オブザーバーより〇〇〇〇様に、今回
より御参加いただいておりますので、御紹介をさせていただきます。

それでは、この後の議事につきましては、〇〇委員長にお願いいたします。

【議長】 皆様、お忙しいところ御参加いただきましてありがとうございます。それでは、ただいまから、総合資源エネルギー調査会建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ、社会資本整備審議会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の第18回合同会議を開始させていただきます。

本日の議題は、1番目に省エネ基準への適合性評価ルートの合理化、2番目に増改築時における省エネ基準への適合性評価、3番目に気候風土適応住宅の取扱い、4番目にその他として、非住宅建築物の評価方法の合理化について、でございます。本件は、2025年度の省エネ基準適合義務化や、2030年度の温室効果ガスを2013年度から46%削減するといった目標に向けて非常に重要なものでございます。皆さん御協力をいただければと思います。

それでは、まず、資料2、合同委員会の検討事項と進め方について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料2を御覧ください。そのまま読み上げさせていただきます。

合同会議の検討事項と進め方について。

1. 目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律が改正・公布（令和4年6月17日）され、令和7年度以降、原則全ての住宅・建築物について省エネ基準への適合を義務化するほか、増改築を行う場合における省エネ基準への適合義務について、増改築部分のみ省エネ基準への適合を求めることとなっている。

また、社会資本整備審議会答申「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方（第三次答申）及び建築基準制度のあり方（第四次答申）（令和4年2月1日）」、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議において、省エネ基準への適合確保のための適合義務制度の対象範囲の拡大に伴い、適合確認における申請側・審査側の負担軽減を図ることや、改正法が円滑に施行される環境を整備することが求められている。

こうした状況を踏まえ、住宅・建築物の省エネルギー性能等に係る基準の取扱いについて検討する必要があることから、合同会議で検討する。

2. 検討事項

住宅・非住宅建築物の省エネルギー性能に係る次の基準について。（1）省エネ基準への

適合性評価ルートの合理化について【審議】、(2) 増改築時における省エネ基準への適合性の評価について【審議】、(3) 気候風土適応住宅の取扱いについて【審議】、(4) その他(非住宅建築物の評価方法の合理化について)【報告】。

3. 検討体制

(1) から (3) については、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)において定める基準に係る事項であることから、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会省エネルギー小委員会建築物エネルギー消費性能基準等ワーキンググループ及び社会資本整備審議会建築分科会建築環境部会建築物エネルギー消費性能基準等小委員会の合同会議において検討を行う。

4. 検討の進め方

令和5年、本日5月24日、合同会議。その後パブリックコメント。公布・施行予定時期。令和5年秋頃に公布、令和7年春頃施行となっております。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいま御説明がありました検討事項と進め方について、何か御質問等あれば、御発言をお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、後ほどまた御質問いただいてもいいと思いますけれども、資料3の、住宅・建築物の省エネルギー対策に係る最近の動向について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料3を御覧ください。こちらは報告事項となっております。時間も限られておりますので、ポイントのみ説明をさせていただきます。

1ページ目です。これまでの経過、省令・告示の施行状況等が分かる形で整理を一覧としておりますので、御参考にしていただければと思います。

2ページ目です。こちらは、皆様御承知のとおり、脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方の検討会、3省合同でやったものの取りまとめでございます。このロードマップに基づいて施策を講じていくという予定にしております。

3ページ目です。こちらは、法改正に向けて、社会資本整備審議会建築分科会を開催してまいりました経過を整理したものです。

4ページ目です。こちらは、答申の概要を示したものでございまして、省エネに関してはこの緑色の4つの柱、(1) から (4) が該当する部分でございます。この現状の取組状況につきましては、この後、簡単に説明をさせていただきます。

5ページ目です。こちらは、答申などを踏まえまして、建築物省エネ法あるいは建築基

準法等の改正を行ったものでございまして、皆様、こちらのほうは御覧いただいたことがあろうかと思えます。こちらのスライドは改正の背景ということで、2050年カーボンニュートラル、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けて、その省エネ対策、あるいは木材利用の促進を進めていくということで取り組ませていただきました。

6ページ目です。こうしたものを踏まえまして、これは省エネ対策部分になりますけれども、昨年の6月に改正公布がされたというものの概要でございまして。これは後ほどちょっと説明させていただきたいと思えます。

7ページ目です。ここからは、答申の(1)から(4)の柱に従って、主な施策の取組状況を御説明させていただきます。まずは、1点目、2点目のところで、新築建築物における省エネ基準への適合の確保関係と、省エネ基準の段階的引上げを見据えた、より高い省エネ性能の確保の関係でございまして。

8ページ目です。これは法改正で取り組んだ内容でございまして、まず、省エネ性能の底上げといたしまして、全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合義務づけを、米印に記載しておりますけれども2025年度から施行するという予定でございまして。

スライドの右側になりますが、より高い省エネ性能への誘導ということで、これは2022年の10月から施行されておりますけれども、低炭素認定建築物あるいは長期優良認定住宅の基準を引き上げるといったことを行っております。また、トップランナー制度の対象拡充、あるいは省エネ性能表示制度の推進等が法改正の中で盛り込まれたところでございます。

9ページ目です。こちらは、住宅・建築物分野の省エネ対策の進め方を時系列で整理したものでございまして、現状の赤い線がございまして、まさにその義務化、2025年の義務化に向けて、今、その施行の準備とか、誘導基準の引上げ等々を行っております。2030年には、ZEH・ZEB水準への省エネ性能の確保、引上げが遅くともありますので、それに向けて着実に準備をしまいるというところで示したものでございまして。

10ページ目です。こちらは法改正の中で盛り込まれておりました、分譲マンションのトップランナー基準の設定ということで、改正概要は下のほうにございまして、これまで対象となっておりませんでした分譲マンションを新たに追加しております。

11ページ目です。こちらは、今年の4月に公布されておりますけれども、分譲マンションにつきましては年間供給戸数が1,000戸以上のものを対象とし、目標年度2026年度からということになっています。設定された基準については、この記載のとおりでござい

ざいます。

12ページ目です。こちらと同じく、法改正で盛り込まれております、建築物の販売・賃貸時の省エネ性能表示制度でございます。これにつきましては、2年目施行ということで、来年の4月の施行に向けて、今準備を進めているところでございます。そういった中では、省エネ性能表示制度が強化されまして、国土交通大臣が表示すべき事項を告示で定め、告示に従ってない表示を行っている販売・賃貸事業者に対する勧告等の措置が追加されております。上の黄色の四角の囲みのところに記させていただいております。

この施行に向けまして、下にありますけども、有識者・学識者の先生方あるいはオブザーバーとして関係団体の皆様方に御協力をいただきまして、その表示のルール、あるいはその表示の施行に向けた環境整備の在り方について、昨年の11月から検討を始めているところでございます。スライドの右側でございますけども、表示の基本的な検討の方向性とありますが、消費者等にとって分かりやすいもの、そして販売・賃貸事業者にとって取り組みやすいものというような実現可能な表示性能の取組について、検討を進めてまいりました。

13ページ目が、その3月時点での検討会の取りまとめの概要でございます。こちらのほうはちょっと文字ばかりで細かいので省略させていただいておりますが、いろんな御意見をいただきながら検討を進めているところでございます。

14ページ目です。こちらのほうは大体、検討会でのイメージ、ラベルのイメージでございますけども、星印とか、一次エネルギー消費性能あるいは断熱性能についても、見やすい形、分かりやすい形で示していくというようなことの方で、今取りまとめを進めております。こちらにつきましては、あさって5月26日に、表示関係の第4回の検討会を行いまして、そこでラベルの具体的な中身とかガイドライン告示についても議論がなされる予定となっております。

15ページ目です。続きましては、既存ストックの省エネ化関係でございます。こちらにつきましては、規制ということはなかなか難しいですので、誘導策といたしまして補助とか融資等を使って行っているところでございまして、こどもエコすまい支援事業というものを令和4年度補正予算等で措置していただきまして、これにつきましても住宅のリフォームなんかでも活用できるようなものとしております。

17・18ページ目です。経済産業省、環境省、そして国土交通省の3省連携の中で、こうしたリフォームの支援強化というものを行っていきまして、省エネ改修といたしまして

は高断熱窓の設置、あるいは高効率給湯器の設置、開口部・躯体等の省エネ改修の工事などをワンストップで利用できるような体制、環境も整えながら、省エネ改修を進めているところでございます。

19ページ目です。また、住宅金融支援機構のほうで、グリーンリフォームローン、これは法律に基づいて実施されているものでございますけども、昨年の秋からスタートしているものでございます。こうした融資制度も設けながら省エネ改修の促進を図っているところでございます。

20ページ目です。(4)番といたしまして、建築物における再生可能エネルギーの利用の促進関係でございます。

21ページ目です。こちらにつきましては、建築物省エネ法の中で、再生可能エネルギー利用促進区域制度というものを設けておりまして、これが2年目施行ということで令和6年度から施行される予定となっております。上の四角にありますとおり、本制度は、市町村が促進計画を作成することで、計画対象区域内において、建築士から建築主に対する再エネについての説明義務、また、建築基準法の形態規制、高さや容積率・建蔽率の特例許可を措置することができるような制度になっております。現在、下にありますとおり、市町村が計画をつくる必要性がございますので、その手順等を示したガイドラインの作成を進めているところでございます。

22ページ目、こちらは参考となっております。

続いて、23ページ目です。これは建築物省エネ法とは別ですけども、建築基準法の関係の技術的助言が今年の3月に、全国に通知をされているところでございます。これは右のほうに絵がありますけども、太陽光発電設備の架台をビルの上に置くケースがあろうかと思えます。その場合に、キュービクルなどが架台の下に置かれるときの取扱いを明確にしたものでございます。

左側の赤字で書かれているところが今回の通知で明確化されたものですけども、赤字の部分だけ読ませていただきます。太陽光発電設備の架台の下の空間は、政令、建築基準法施行令の2条1項3号に規定する床面積及び同項第8号に規定する階数に算入されないということで、条件は①、②がありますけども、①と②を満たす場合についてはそうした取扱いができることが明確になります。なお書きでありますような取扱いができるということが明確になりましたので、これは実務上非常に有効になるものと考えているところでございます。

24ページ目です。これは従前からございますとおり、3省連携でZEHの取組等を推進しておりますので、こちらの概要でございます。

そのほか、25ページ目の低炭素認定建築物におきましても、令和4年10月から再生可能エネルギーの利用設備の導入を必須項目として導入させていただいているというところでございます。

これに関連しまして、26ページ目の住宅ローン減税でも、長期優良住宅・低炭素認定住宅につきましては、拡充した形での措置を講じているところでございます。

27ページ目のスライドは、最近の小委員会の時系列を掲示したものでございます。

28ページ目以降は、答申や附帯決議の概要ですので、省略をさせていただきたいと思っております。

私からの説明は以上となります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【議長】 どうもありがとうございました。本日御欠席ですけど、〇〇委員より御意見をいただいておりますので、まず事務局から御紹介をお願いいたします。

【事務局】 〇〇委員から御意見を頂戴しているところでございます。

毎回、同様の発言を行っているが、住まい手の省エネ行動を誘導するような呼びかけを国、国交省、環境省などからしていますし、少なくとも、住宅を使う、住まうという観点から、国交省からの何らかの発信をすべき。法律による規制や補助金での誘導というところでは、手の出しにくい意識の話であり、情報発信を怠ると、全体のトーンが下がる。国交省が取り組みたいと思っているという情報が発信されれば、それを受けて民間でも動くということになるだろう。義務化された後にでも、集中的にやっていただきたい。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。それでは、改めて、先ほどの事務局の御説明の内容につきまして、御質問等あれば御発言をお願いしたいと思います。挙手機能を使っていたらよろしいですかね。

それでは、まず、〇〇オブザーバーの〇〇様お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇です。お世話になります。

先ほど、報告いただいたところの13ページですけれども、ラベリングが変わるということで、大変見やすいとかシンプルで分かりやすいものになるなど思っております。

1点ちょっと、前々から気にしていたことですが、こういうのはいつも新築のものに対してのみ表示されますね。将来中古として販売された場合、基本的にはそれは変わら

ないという前提だと思うのですが、やはり設備的なこと、性能劣化、それから断熱は昔のように断熱材がそれほど劣化することはないかもしれませんが、もしくは、改修して性能が上がっている場合ということの再評価ができるような、そういった仕組みがやはり必要ではないかなと思っております。

質問というよりは意見ということで。

【議長】 ありがとうございます。それでは少しまとめてから事務局にはお答えいただきたいと思います。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇です。

ちょっと確認ですけど、これ、資料で後についていることに対するコメントはこのまた後ですか。説明していただいたところだけの話ですか。

【議長】 まずは最近の動向についてという資料3についての御質問、御意見です。

【〇〇委員】 では取り下げます。後で。

【〇〇議長】 ほかに、最新の動向について、〇〇様お願いいたします。手が挙げたようですが、よろしいでしょうか。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇でございます。発言の機会をいただき、ありがとうございます。

報告事項の20ページ以降の再エネ促進区域制度につきまして、一言発言させていただきたいと思います。御案内のとおり、中高層建築物における再エネ導入を積極的に進めているところではございますが、敷地内、いわゆるオンサイトでの創エネには、様々な制約と限度があり、本制度は、それらの制約等を軽減・解消し、導入を促進し得る、極めて重要度の高い政策と考えております。

現在、貴省にて自治体向けのガイドラインを策定中であり、スピード感を持って検討いただいているということで、大変ありがたく思っておりますが、ぜひ、策定後には、都市部などを重点的に、かつ早期に、自治体での計画立案が進むよう、貴省からも積極的な働きかけをお願いしたいと思っております。

また、制度施行後は、各自治体の制度の策定状況等を貴省でも把握していただき、制度活用事例等を広く公開・横展開していただければと考えておりますので、よろしく申し上げます。

【議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。今お手が挙げられているところまで全員に聞いておりますけれども。

それではコメントですけど、国交省のほういかがですか、事務局。

【事務局】 まず、〇〇委員からいただいた点につきましては、国土交通省におきましても、今年度補助事業におきまして、関係団体等を中心に、現在、新たに住まい手の工夫についての周知普及に向けた検討を進めていこうというところがございますので、引き続き、住まい手の皆様のその御理解をいただくように取り組んでまいりたいと考えております。

また、〇〇オブザーバーからいただきました、表示、ラベルの件でございますけれども、既存の建築物の取扱いにつきましても、まさにあさって開催する表示の検討会で、そのガイドラインの考え方を示しておりますので、御意見も踏まえながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

また、〇〇オブザーバーの〇〇様からいただきました、再エネ促進区域のガイドラインの周知、働きかけにつきましては、我々も制度をつくった以上は活用していただきたいですので、積極的に働きかけをしてまいりたいと思っておりますし、策定されたところの内容なども含めまして、しっかりと把握していきたいと考えております。よろしくお願いたします。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、資料4のほうに移りたいと思います。議事の1つ目ですけれども、資料4、1番の省エネ基準への適合性評価ルートの合理化について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料4、議題の1つ目、省エネ基準への適合性評価ルートの合理化について、事務局の〇〇のほうから御説明させていただきます。

1ページ目でございます。省エネ基準に係る評価ルートの合理化ということで、現状を簡単に記載させていただいております。令和元年に建築物省エネ法を改正いたしました際、300平米未満の住宅や非住宅について、建築士から建築主への省エネ性能に関する評価・説明義務制度というものを創設いたしました。また、300平米以上の住宅を対象とした所管行政庁への届出の制度もございまして、こちらに係る審査手続の合理化といたしまして、これらの手続に用いるルートとして、簡素な手法、評価ルートを整備してきたところでございます。他方で、これらのルートにつきましては、BELSや住宅性能評価といった、より高い省エネ性能を含めて評価をしていくという制度において適用できないこともございまして、活用されていないものも一部含まれていると認識をしております。

2つ目でございますが、2025年度以降の省エネ基準適合義務化を見据えまして、昨年11月には、住宅に係る仕様基準の合理化ということで、RCの戸建て住宅や木造共同に対応いたしました構造別・建て方別の基準の設定をいたしました。開口部比率を廃止することで、仕様基準も簡素化、合理化、あるいは設備の充実について行ってございます。また、2030年度以降新築される住宅についてZEH水準の省エネ性能の確保を目指すこととされたことを踏まえまして、当該省エネ性能への適合を簡素に確認できる手法として、誘導仕様基準も新設をさせていただきました。

3つ目です。これらの住宅の仕様基準ですけれども、外皮の仕様基準、設備の仕様基準、省エネ基準には2種類ある、その外皮の基準、設備の基準のそれぞれの仕様基準を原則セットで使用することは想定をしておるところでございまして、外皮を仕様基準で確認し、設備については計算ルート、性能基準で確認をすることについては想定をされていなかったところがございます。

4つ目は、気候風土適応住宅についてでございます。こちら、計算ルートで性能を確認する際には、当該気候風土適応住宅の外皮性能について把握をして計算する必要がある状況でございます。

また、一番下、非住宅でございますけれども、非住宅の省エネ性能の評価については、こちらエネルギー消費性能計算プログラムにおいて標準入力法・モデル建物法といった評価のルートを設けていますけれども、それに加えまして、300平米未満のみに適用可能な小規模版モデル建物法ということで、こちらについてはモデル建物法よりも入力項目をさらに限定した形で提示をしているのが現状でございます。

2ページ目、課題でございます。適合義務制度が今回対象を拡大することに伴いまして、円滑施行に向けて設計側・審査側双方において習熟あるいは体制強化を図っていく必要があると考えてございます。

多数の評価ルートが混在している現状でございまして、設計側、審査側において、このままですと各ルートに対応した知識の習熟が必要になる状況でございますが、そうした際にはこのような課題があるという意味で書かせていただいております。

設計側におかれましては、微妙な違いを有する複数の評価ルートがございますので、こういったものがあることで、省エネ基準・評価の全体像がかえって分かりにくくなっている、これが必ずしも取り組みやすさにつながっていない場合もあるという御指摘も一部あるところがございます。また、各制度への使用の可否に応じて使い分けの判断をしなければ

ばならない状況でもあるかと思えます。

また、審査側におきましては、必ずしも現状において申請件数が多くないルートを含めて審査への対応を求められることで、結果として年間で数件しか申請をされない、提出をされないものがあつたとしても、出てきたものは審査をしなければいけないことになりまますので、円滑な省エネ基準への適合の確認に一部支障をきたすことも想定されるところで

す。

現在の評価ルートの中には、説明義務制度に対応するために創設したものなど、省エネ基準適合性判定での活用を前提としていないものもある状況でございまして、こういうところを含めて、全面適合の義務化を見据えて整理をしなければならないのではないかと

いう課題もございまして。

また、仕様基準については、仕様基準の対象となっていない設備がございましてけれども、こういった設備を設置する場合には、計算ルートで確認をすることが前提になっております。ただ、現状では、外皮の仕様基準を適用しようという場合に、設備は計算ルートで義務づける、確認することができる外皮と設備の仕様基準をセットで適用するという場合に

限っているところでございまして。

また、気候風土適応住宅については、伝統的な構法による住宅でございまして、この気候風土適応住宅の外皮性能が必ずしも工業化、規格化されているわけではございません

ので、不明確な場合もあるということでございます。

一番下、非住宅でございまして。非住宅の省エネ性能の評価についても、小規模版モデル建物法は説明義務制度の対応のために創設をさせていただいておりますが、省エネ適判での活用を前提としていないため、これも同様に整理の必要があるのではないかと

いう課題があります。

これを踏まえた見直し方針の案として、3ページ目にお示しをしております。住宅の省エネ基準への適合性の評価方法について、2025年度からの省エネ基準適合の全面義務化に併せまして、全体として精緻な評価ルートは標準計算ルートで、簡易な評価ルートは仕様基準または誘導仕様基準という、この2本柱を軸に評価ルート全体を再構成しては

どうかという案でございまして。

その一環といたしまして、①ですけれども、昨年の11月に仕様基準の簡素合理化を行ってございまして。構造別、建て方別の基準の設定や、開口部比率の廃止ということで、こちらによって外皮面積の計算は必要になっているということでございます。また、誘導仕

様基準についても新設をさせていただきます。

また、②でございます。こちらが今回、また新たに開設をするということで考えている案でございます。外皮について仕様基準で確認し、設備については、その外皮で確認したものも用いて、エネルギー消費性能計算プログラムでの評価を行うルートを新たに開設するという案でございます。こちらについて、住宅トップランナー制度における報告や、BELSや、住宅性能評価といったルートでの活用を可能とすることを考えているということでございます。

この①、②の措置をすることと引換えでございますが、③でございます。簡易な評価ルートとして、これらモデル住宅法、フロア入力法、ウェブプログラムでの、当該住宅の外皮面積を用いない外皮の評価、あるいは、プログラムの特定建築主基準版や設備の簡易入力画面、こうしたものについては、届出義務制度や説明義務制度が、今般、2025年度で廃止をされることを踏まえまして、また、①、②の措置を踏まえて廃止するということを案としてお示ししてございます。

④、気候風土適応住宅対応版についても、一次エネルギー基準での適否の確認しているところ、詳細は資料6のほうで御説明させていただきますが、こちらについて用いる外皮性能を規定値で対応する取扱いを踏まえまして、通常版で対応できることとなりますので、この気候風土適応住宅版のほうは廃止をするという案でございます。

一番下が非住宅でございますが、省エネ基準への適合性評価方法については、これまでの蓄積を踏まえまして、省エネ性能向上の取組をより反映できるようにする、そういう観点から、小規模版モデル建物法はモデル建物法に統合する。この際、300平米未満の非住宅として、現在の小規模版モデル建物法をお使いいただいている。そういったニーズも踏まえまして、現行の小規模版モデル建物法よりも入力の項目は一部充実させて、より多くを評価できるように、簡易入力画面という形で使いやすいものを提供してはどうかということを考えているところでございます。

4ページでございます。こちらが先ほど申し上げていたものの評価方法と根拠、それから特徴と現在の適用範囲と見直しの方向性についてでございます。グレーの部分が今後見直しを予定している部分でございます。

①の、外皮面積を用いる標準計算法については変更ございません。

②は、住宅のプログラムを用いた方法のうち、外皮面積を用いない外皮性能の評価でございます。これは戸建て住宅だけで適合可能ですけれども、現在、 U_A 値は住宅の部位別の

外皮面積を図面から拾い上げて、計算を行ってございますが、その過程を省略するために、戸建て住宅のモデルに基づいて部位別の外皮面積の割合を固定値として使って、省エネ基準への適合の確認をできることで、安全側の評価が出る評価ルートでございます。これにつきましては、昨年の仕様基準の簡素合理化によって、仕様基準においても外皮面積を把握する必要なく、外皮仕様への適否の判断が可能になってございます。これを踏まえまして①のほうに統合をすることを考えてございます。

③、フロア入力法につきましては、これは共同住宅に限って適用できるものでございますが、主に届出制度において、設計側や所管行政庁における審査の評価における煩雑さを減らすという観点から、住戸ごとの情報の入力が必要としない評価方法としてこの整理をしているものです。通常の評価方法であれば、各住戸の外皮性能を把握して、その外皮の仕様をルートごとに入力しますが、フロア入力法においては、各階の住戸の面積が異なる場合であっても、床面積を平均化しまして、同規模の住戸が存在するという仮定の下、最も不利な部分の外皮性能や、最も不利な設備の仕様というものを入力することで、入力項目を減らし、安全側の評価が出るというものでございます。ただし、仕様基準の簡素合理化によって、共同住宅でも仕様基準が活用しやすくなっているという状況や、外皮を仕様基準で確認し、設備について計算ルートで確認するルートの開設も含めて、外皮面積を拾わずに外皮基準の適否を容易に判断できるようになったことを踏まえて、①に統合してはどうかということの案でございます。

④、モデル住宅法につきましても、戸建て住宅に限られますが、ウェブプログラムを用いることなく、手計算によって U_A 値や η_{AC} 値を求めることができる方法でございます。これも、屋根や壁や開口部の面積の計算について、安全側となる固定値を設定しまして、外壁や窓等の部位ごとの熱貫流率をその固定値に掛け合わせて、その合計値で U_A 値や η_{AC} 値を求めることができる方法でございます。こちらは主に説明義務制度においてのみ使用可能なものとして措置してございますが、今般、仕様基準が簡素合理化によって外皮面積の把握が必要なく外皮の基準が確認できることを踏まえまして、こちらについても①や⑤で対応することにしまして、廃止してはどうかという案でございます。

⑤、⑥、⑦の仕様基準や誘導仕様基準について、あるいは気候風土適応住宅の外皮の適用除外の取扱いについては変更ございませんが、⑤、⑥については既に御説明申し上げたとおり、外皮仕様基準の一次エネルギー消費量計算のルート、いわゆる「たすきがけ」のルートについて新たに開設をすることを予定しております。

下が、一次エネルギー使用量の基準でございます。こちらグレーで着色した部分が見直しの対象で、①、詳細入力画面は変更ございません。

②の簡易入力画面でございますが、こちらは①よりも設備の種類や性能値についての入力項目を限った形で提供しているものでございますけれども、昨年11月に仕様基準の改正に伴って対象の設備を拡充しております。そういったことも踏まえて、設備を限った形式の確認は仕様基準、もしくはウェブプログラムの詳細入力画面で該当する設備だけを選択する形で対応可能でございますので、①に統一することで考えてございます。

③の、特定建築主基準版ですけれども、住宅トップランナー制度事業者が供給する各住宅について床面積の入力をしなくても確認でき、整理をしたものです。こちらについてはトップランナー報告における活用実績が僅かであるということ、また、外皮を仕様基準、設備を計算ルートでのたすきがけルートの開設も踏まえて、①に統合させていただくという案にしております。

④については、詳細は後ほど御説明いたしますが、一次エネルギー消費量算定に用いる外皮性能の取扱いを変更することに伴って、気候風土適応住宅版ではなくて通常版で対応できるようになりますので、通常版のほう、①に統合するというようなものでございます。

⑤の、モデル住宅法については、戸建て住宅を対象に、一次エネルギー消費基準に適合する場合の設計一次エネ消費量を100ポイントにいたしまして、外皮の性能や、設置する設備に対応したポイント数を割り振って、このポイントの合算値が100以下であれば省エネ基準を判断できるもので設定してございます。こちらについても省エネ基準の適否のみが評価できるものでございまして、省エネ基準を超える高い省エネ性能が評価できないところもあり、説明義務制度の対応で措置をしていたものでございますので、今回廃止をする案としてございます。

⑥、⑦については変更ございません。

最後の5ページ目で、非住宅の一次エネルギー消費量基準に係る評価ルート、こちらにつきましましては、先ほども申し上げたように③の小規模版モデル建物法について、より多くの省エネ性能向上の取組を反映するため、②のモデル建物法に統合するという案でございます。今後は小規模住宅の設計者向けの簡易入力画面というものを、②、モデル建物法のほうで整備をするという案でございます。

以上が、議題の1の御説明でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の御説明について、御質問、御

意見等いただきたいと思ひます。

その前に、本日欠席の〇〇委員、〇〇委員より御意見をいただいておりますので、事務局からの紹介をお願いしたいと思ひます。

【事務局】 まず、〇〇委員からの御意見でございます。評価ルートの統一は、設計審査の効率化を図る上で有効と思ひます。賛同いたします。以上でございます。

〇〇委員からの意見ですけれども、多数あるルートを集約して合理化する趣旨についてはおおむね賛同。私も含めて委員でも、ルートに応じた細かな違いを全て説明できる人は恐らくいないだろう。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。それでは、改めて先ほどの事務局の説明内容について、御質問、御意見を含めて御発言をお願いしたいと思ひます。大変恐縮ですけど、まずは委員の皆様から御発言いただけないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〇〇委員からお願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

住宅の仕様基準には、外皮の仕様基準と設備の仕様基準とがセットで使用されることが想定されていたということで、これまでも、ほかの委員と同様に、マンションで採用率の高い床暖房をはじめとする設備の用途間のトレードオフができないということをおし上げてきたわけですが、今回の見直し方針案で、外皮を仕様基準で評価して、設備はウェブプログラムで評価するルートを開設していただくということになっていることは大変よいと思ひます。

それと、この後、また細かく説明あるかもしれませんが、気候風土適応住宅についても課題として触れられていますが、これも整理していただいて大変分かりやすくなったかなと思ひます。

申し上げたいことは、こうした適合義務化に深く関係するような評価ルートの考え方をしっかりと広報していくようにしていただきたいということでございます。

【議長】 ありがとうございます。それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。まず、御説明ありがとうございます。

3ページ目に示していただいた見直し案については賛同いたします。特に、前回この場で意見しました、外皮を仕様で計算して、一次エネルギーをウェブプログラムで計算するといった評価ルートについても御検討いただきありがとうございます。

外皮はきちんと計算した場合に比べると、最終的な一次エネルギーの結果は大きくなる

可能性もありまして、このルートをどれだけの方が利用するのかまだ見えていないところでもあります。外皮計算が難しいから一次エネルギーまで計算できないというハードルは解消されるのではないかと思います。

標準計算の性能基準と仕様基準の2本柱を軸に、これまで現場の声などを聞かれて丁寧に対応されてきたことで、評価ルートがここまで多くなってしまったと思いますが、これまでの対応で現場でも、ツールの扱いや基準の内容も広く普及したと思いますので、今後の審査の煩雑さを防ぐことから、今回思い切ってルートを整理されたことは大変よいと思いますし、これまでの対応も含めまして、新しい評価ルートが現場にしっかりと根づくよう、ガイドラインの整備等も含めて、義務化までを着実にぜひ進めていただきたいと思っております。以上です。よろしくお願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。委員の皆様で御発言希望の方いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、いかがでしょうか。

それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。この資料4で御説明いただきました、評価ルートの整理効率化については賛同させていただきます。以上です。

【〇〇議長】 ありがとうございます。委員の方でほかに御発言希望の方、いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

どういたしますか。それでは、ここで1回、事務局のほうから回答等をお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

まず、〇〇先生から、仕様基準のたすきがけのルートについて、マンションの床暖房などを含めて、トレードオフできなかったところができるようになったことは良いと御評価いただいているところと、適合義務化に伴ってこの考え方をしっかり広報していただきたいという御指摘をいただきまして、義務化に向けた広報の重要性につきましては私どもも認識しております。今後も、今回御審議いただきましたら、こういったルートについて速やかに取組の周知などをして取り組むための体制を今後整備してまいるといった状況でございます。

それから、〇〇委員のほうからも、前回からの見直し案につきまして賛同するとのこといただきました。

また、外皮をきちんと計算した場合に比べて一次エネルギーのほうが大きくなってしまいかもしれないと御指摘いただきましたけれども、今回、従前の経緯も御指摘いただきましたように、評価ルートが多くなってしまった状況は我々としても認識してございますが、ルートの整理を行って、ガイドラインの講習も含めてしっかりやってまいりたいと考えてございます。

【議長】 ありがとうございます。委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、オブザーバーの皆様から御発言をいただきたいと思います。〇〇オブザーバー、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇です。説明ありがとうございました。

今回説明いただいた外皮が仕様基準で一次エネルギーがウェブプログラムというのは大変よい施策だと私も思っております。今回の施策は省エネ基準の適合義務化2025年に合わせた施策というふうに理解をしておりますが、スケジュールを見ると、この秋に公布で施行が令和7年となっております。実際は今いろんな補助施策が省エネ基準、誘導基準、上位等級にひもづいていると思いますが、この秋の公布の後に、こういったその補助施策への適用が前倒しで、今言ったような計算ルートが行われるのかどうかということについてお聞きしたいと思います。

以上でございます。

【〇〇議長】 ありがとうございます。それでは〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇でございます。

共同住宅の U_A 値の算出とウェブプログラムの関係について、住棟全体でBELS評価をする際は、全住戸の U_A 値を平均した値を用いて表示する。ただし、基準に適合しているかどうかについては、全ての住戸が外皮基準を満たすことを求めている。先日、このことを理解いたしまして、正確に知らない人も多いと思いますので、今後周知などを図っていただけるとありがたく存じます。これが1つ目です。

非住宅に関して、小規模のモデル建物法への統合につきましてはよいと思います。追加の意見を申し上げます。モデル建物法全般についてですが、例えばリゾートホテルなど、今後バリエーションを増やして行ってほしいと思っております。

それから、以前にも申し上げましたけれども、商業施設のテナント工事で設計変更が生じ、BEIの性能が悪くなる懸念がございまして、テナント工事関係者へのBEIを守る周知の徹底が必要と思われます。また、複合ビルの場合ですけれども、用途によってBE

I 基準が異なるわけですが、標準入力法では消費量等がどのように分けて計算され、統合された B E I が算出されるのか、分かりやすく解説していただければと思います。また、できれば、結果表示シートに用途ごとの消費量を明示していただくことを検討してもらえればというふうに思っております。

それから、モデル建物法につきましては、B E I という比しか出てきませんので、〇〇オブザーバー加盟のある会社ではこれを一次エネルギー消費量に置き換える作業をしております。モデル建物の基準値に B E I を乗じる方法が一番適していると思っておりますが、そういうことは知られておりません。実績と比較していくことも重要な時代になってきておりますので、今後、改善を図っていただけないかと思っております。以上になります。

【議長】 どうもありがとうございます。それでは〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇でございます。

まず、今回の見直し案等については、昨年の委員会以降、床暖房をはじめとする設備機器の仕様基準への反映を要望させて頂いていたこともあり、大変前向きにとらえさせて頂いております。ありがとうございます。なお、本件見直しの運用開始時期につきまして、できるだけ早いタイミングでの実装をお願いしたいところでございますが、どのようなスケジュールで考えられておられるのか、教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【議長】 ありがとうございます。それでは、〇〇オブザーバーの〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇です。御説明ありがとうございました。

質問というよりは〇〇オブザーバーからの意見ですけれども、今回の省エネルギーに関わる評価ルートの再構成・見直しは、住宅事業者側としても非常に分かりやすく、適合性評価の合理化につながると賛同しております。これが定着するように、円滑な法施行に向けて、環境整備をこれからはしっかりと、引き続き検討をお願いしたいというところでございます。

以上です。

【議長】 どうもありがとうございます。それでは、〇〇オブザーバーの〇〇様、お願いいたします。すみません。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇でございます。ありがとうございます。

発言をさせていただきます。

省エネ基準適合義務化の円滑施行に向けた評価ルートの合理化ということで、今回、資料3ページの見直し方針案②のルートの新設につきましては、標準計算に比べて複雑な外皮の評価が簡易となること、それから、仕様基準の対象となっていない設備の選択を容易にできる観点から、重要であり、私どもとしても賛同いたします。そしてまた、本ルートの積極活用に向けまして、標準計算、仕様基準とともに、講習会の実施ですとか習熟度の向上に向けて取り組んでいただきますようお願い申し上げます。以上となります。ありがとうございます。

【議長】 ありがとうございます。それでは、〇〇オブザーバーの〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバー、〇〇です。

いろいろと整理していただいて大変分かりやすくなるなと思って、大変、実務者側からして大変喜んでおります。ただ、やはりこうなると、面倒な面積はしないで仕様基準でやろうという方向にいきそうな気がしております。それはそれでよいかと思いますがやはり新たな仕組み、新たなチャレンジする、そういうことに対してちょっとしづらくなる。つまり、面倒だからやめようという方向にならないかという点だけが少し心配してございます。以上です。

【議長】 ありがとうございます。オブザーバーの皆様から御発言の希望はございますでしょうか。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、ここで事務局のほうからお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。順番が前後してしまうかもしれませんが、御容赦ください。

まず、〇〇オブザーバー、〇〇様のほうから、たすきがけのルートについて、また、〇〇オブザーバーさんからは時期についてお尋ねいただきました。こちらについては、この基準の省令や告示のスケジュールに先行いたしまして、今年の秋頃から、プログラムの更新で反映させていきたいと考えているところでございます。

補助制度との関係についてということでも御質問いただいておりましたが、こちらについては、別途、整理確認する必要があると思っておりますけれども、評価法として、プログラム上での反映は今年の秋からを考えているところでございます。

さらに、〇〇オブザーバー様のほうから、評価ルートの関係で、 U_A 値の表示の関係で、

BELSにおける取扱いについての周知を図っていただきたいということで、こちらについては取り組んでまいりたいと考えてございます。

それから、モデル建物法からC工事、それから複合用途等については、④番のほうで回答できればというふうに思っておりますが、よろしいでしょうか。そのようにさせていただければと思っておりますけれども、非住宅について御指摘いただいているところについては、今後も検討させていただいて対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、〇〇オブザーバーさんからは、時期について御質問いただいております。こちらは、先ほど御回答を差し上げたとおりでございます。

それから、〇〇オブザーバーさんのほうからは、評価ルートの再構成という形で非常に分かりやすいもので定着するようにし、現場の環境整備について取り組んでいただきたいということでございましたので、こちらについては、我々もしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

それから、〇〇オブザーバーさんのほうからも、習熟に向けた講習会などの開催ということで、こちらについては取り組んでまいりたいと思っております。

また、最後、〇〇オブザーバー、〇様のほうから、分かりやすくなったが、面倒な外皮計算をしないで仕様基準のほうにいつてしまうのではないかという御指摘いただきましたけれども、標準計算ルートでより高い省エネ性能を目指していただくような方法についても、ぜひ協力をいただきたいと思いますと思っております。今般は仕様基準の合理化をして、まず、省エネ基準適合義務化でございますので、全ての事業者様が御対応可能な観点から仕様基準のほうも使いやすくということでしたすき掛けのルートも適用してございますが、より高い省エネ性能を目指す方向についての習熟も案内していくことを考えてございます。

【議長】 今、国交省のほうから御回答いただきましたけれども、先ほどの回答に関しましては、御質問とか御意見がございましたら御発言いただきたいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇ですけれども、ちょっと聞こえなかったのですが、どこで回答をしたいとおっしゃられたのでしょうか。

【事務局】 ④の非住宅の最後のモデル建物法の合理化について御報告を差し上げるところがございまして、そちらのデータを併せて御説明させていただければと思っております。

【〇〇オブザーバー】 分かりました。

【議長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、議事の2つ目でございますけれども、資料5、(2)の、増改築時における省エネ基準の適合性評価について、それでは事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料5でございます。

増改築時の省エネ基準への適合性評価ということでございまして、1ページ目、現状でございますが、改正建築物省エネ法によりまして、2025年度以降、10平米以上の新築や増改築について適合義務の対象となることを想定してございまして、今後、政令でお示しをする予定でございます。

増改築を行う場合、これまでは、増改築後の建物全体で、省エネ基準の適合の対象とすることになってございましたが、改正後は増改築を行う部分のみが対象となるというものでございます。

2ページ目に見直しの方針の案というものをお示ししております。上が住宅、下が非住宅でございます。

住宅について、まず、外皮基準でございますが、仕様ルートの場合、増改築部分の外皮の各部位が、仕様基準または誘導仕様基準に適合することを基準の内容として考えています。計算ルートについて、措置をしないと書かせていただいております。増改築部分のみでの外皮の性能計算は U_A 値や η_{AC} 値の計算を行わないということで考えてございます。

こちら、理由としましては、今後その基準の適合を求めることになる対象の U_A 値や η_{AC} 値というものは、住宅全体の外皮で、平均的に確保すべき性能値として定められているものでございます。増改築については多様なパターンがあり得ると思っております。そうした増改築について一律の規制基準として、現行の住宅全体で定めている U_A 値に対する数値をそのまま当てはめることが必ずしも妥当とは言えないと考えていることから、仕様ルートでの基準にさせていただきたいと考えてございます。

一次エネルギー基準のほうでございます。こちら、仕様ルートでの確認が基本であると考えてございまして、増改築部分の各設備が、仕様基準または誘導仕様基準に適合することを考えてございます。

また、計算ルートも設けてございまして、こちらについては、増改築後のBEIが1.0を超えないことを基準とする案でございます。以下、これは基準に対応した評価方法の案で、まだ検討中のものがございますけれども、住宅の増改築部分での基準の確認でござい

ますが、住宅のプログラムについては、住宅の一部のみを対象とした評価に対応していないということでございますので、増改築部分の設備の仕様を設計値、設計仕様で入れまして、既存部分の設備の仕様は既定値とし、省エネ基準に適合しているように評価上見なすというものでございます。基準設定仕様の設備を設置した場合の数値を既定値として既存部分に当てはめまして、その性能値を用いて全体で計算をするという案でございます。

この際に用いる外皮性能については既定値ということで、これも外皮が適合している省エネルギー基準または誘導仕様基準の数値ということで考えてございます。また、当該プログラムによる計算結果については、この既定値を用いて仮想的に計算をするものになりますので、設計一次エネルギー消費量は算出をせず B E I のみを算出するというように考えてございます。そちらについて省エネルギー性能表示制度においてもこの一次エネルギー消費量の絶対値は表示をしないということを考えている案でございます。

非住宅について、でございます。こちらは、基準は一次エネルギーだけでございますけれども、増改築部分の設計一次エネルギー消費量が、増改築部分の基準一次エネルギー消費量を超えないことというのを基準の内容としようと考えております。非住宅はプログラムで、現在でも、部分だけを取り出した評価に対応してございますので、それをそのまま利用することを考えてございます。

その他でございます。これらの措置に伴いまして、建物全体で省エネ基準への適合を確認することを前提として設定された、既存建築物の増改築時における基準値と、それから既存部分の B E I のデフォルト値の取扱いについては、今般の措置をもって廃止をするように考えてございます。

3 ページ目です。こちらが今御説明申し上げた内容を図にしたものでございます。住宅の増改築部分、仕様ルート計算の部分でございますが、青で書いている部分が法適合の対象でございますけれども、外皮性能については仕様基準または誘導仕様基準で確認ということで統一をしまして、一番下は計算ルートの場合の一次エネルギー消費性能についても、B E I のみを表示するというように考えてございます。

簡単ではございますが、増改築の基準についての御説明でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について、御質問、御意見等いただきたいと思いますが、本日欠席の〇〇委員及び〇〇委員より御意見をいただいておりますので、事務局からまず御紹介をお願いしたいと思います。

【事務局】 まず、〇〇委員から。

増改築部分の評価方法について、今回は2025年度以降、適合義務化に向けた応急的な対応策となっていますが、建物全体での評価、制度評価が可能となるよう、将来的には、既存部分と増改築部分を統合して評価できる手法が整備されることを期待します。

続いて〇〇委員から。

増改築の取扱いについて、非常に前向きに検討されていることが評価できる。提案の方法で計算して本当にウェブプログラムで安全側の結果となるのか。特に既存部分の性能が低い前提での制度検討かと思うが、ZEHレベルなど、性能の良い住宅に増改築する場合に、結果が反転するなどの不具合がないか検証しておいたほうがよい。以上となります。

【議長】 どうもありがとうございます。

それでは、改めて先ほどの事務局の説明内容につきまして、御質問、御意見を含め、御発言をお願いしたいと思います。先ほどのように、恐縮ですけど、まず、委員の皆様から御意見いただければと思います。それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。丁寧な説明ありがとうございます。

増改築部のみ対象ということですが、現実問題、地方の大きな寒い住宅で、生活するエリアを限定して快適・健康な生活を目指すというような場合、外皮の部分はいいのですが、内皮部分で2階の天井部分だとか、隣接する空間との境界部分とかはどう評価するのでしょうか。

【議長】 ありがとうございます。また、後ほど少しまとめて回答いただきたいと思います。それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 〇〇でございます。

2050年カーボンニュートラル実現のために、新築のみの対策ではなかなかスピード感が出ないということがありますので、既存ストックの部分改修を含めた増改築の対策、大変重要と考えています。このお示しいただいた住宅の外皮基準の計算ルートで U_A 値等の計算をしないことであるとか、一次エネルギー基準の計算ルートにおいて、既存部分の設備仕様に既定値を用いる仮想計算をするような整理も、部分改修をしていこうというような方々に対してのモチベーションを高めるよい考え方と思います。ほかの委員の皆さんからも、既存部分との改修部分との、両方合わせたときの評価もすべきという意見も理解はできますけれども、まずは、今回お示しいただいたような方法が適していると考えております。以上です。

【議長】 ありがとうございます。委員の皆様いかがでしょうか。

どうでしょうか、一旦ここでお願いします。

【事務局】 事務局から回答申し上げます。

まず、御欠席の〇〇委員のほうから御意見いただいておりますが、建物全体での性能評価も含めたものを今後整備されることに期待するという御意見がございましたが、今回お示した案につきましては、適合義務の対象となるその増改築部分のみを省エネ性能を確認しないとイケないということに対応しての評価法の案をお示したものでございます。既存部分の仕様が明らかで、精緻に性能を把握できる場合には、一体として性能値を計算して、BELSや住宅性能評価への活用を可能としていく予定で考えてございます。あくまで今回の案は、適合義務をかけることに対応した取扱いと御理解をいただければと思っております。

また、〇〇委員のほうからも御意見ございましたが、既存部分の性能が低い前提での制度の検討だと思うが、ZEHレベルなどの性能の良い住宅に増改築する場合もあるのではないか、その場合の不具合がないか、と御指摘をいただきました。それから、適合義務の対象となる増築部分についてのみ仕様を把握して、省エネ基準適合を評価するようなプログラムとする予定でございますが、そういった御指摘の不具合も出ないようにきちっとプログラムの整理のほうは進めていきたいと考えてございます。

それから、〇〇委員のほうから、増改築部分のみを適合対象とする基準について、寒い地域の大きい住宅で、生活エリアを限定しての活用も考えられると。その際に内部の当該部分について、2階や隣接部分の計算法や評価法はどうするか、と指摘をいただいておりますけれども、こちらについては、省エネルギー基準のところの外皮の定義には必ずしもその当たってこない部分であると考えてございます。確かに御指摘のように、部分改修する場合には、そうした部分も、改修する部分とそうでない部分の境目については、できるだけその断熱環境の確保という観点から断熱をすることも考えられはするものの、今回の基準上は、その部分が適合義務の対象にかかってくる部分ではないと考えておるところでございまして、御理解いただければと考えてございます。

それから、〇〇委員のほうから、新築のみではスピード感が出ないので部分改修も重要であるということで、こちらの、今回の方法について部分改修のモチベーションを高めるものであったと、評価いただきました。まさしくそうした、法改正において増改築部分のみに省エネ基準適合の義務をかける措置をしている部分がございますので、引き続きこのルートについては使っていただけるように周知等も含めて取り組んでまいりたいと考えて

ございます。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、オブザーバーの皆様から御発言をいただきたいと思います。○
○オブザーバーの○○様、お願いいたします。

【○○オブザーバー】 ありがとうございます。

この法律上、増築、改築というのは申請等を伴う増築、改築を指すということなのではないかと、というのが1つです。

それから先ほど、○○委員がおっしゃったように、その境界がどうなのかというのは気になりまして、増改築する場合、母屋のほうの改修も伴ってやるということがかなり多いと思います。そうした場合にその部分も含めて断熱性能を上げたとした場合、そこも含めて計算するのもありなのではないかなと思いますという、2つの点でございます。

【議長】 ありがとうございます。それでは、続きまして、○○オブザーバーの○○様、お願いいたします。

【○○オブザーバー】 御説明ありがとうございます。

○○オブザーバーとしては、今回の御提案に対して賛同しております。増改築を推進する意味でも、今回示された方針案で検討をさらに進めていただければと思います。よろしくをお願いします。以上です。

【議長】 ありがとうございます。○○オブザーバーの○○様、お願いいたします。

【○○オブザーバー】 ○○オブザーバーの○○です。

基本的には賛同しておりますけれども、住宅の外皮基準の計算ルートを残したほうがいいのではないかと意見も実はありまして、増改築する前に、認定住宅など一定の性能の高い住宅だった場合、増改築部分だけが、家全体で評価を受けている場合、後から増築、増改築した部分のところだけが仕様ルートで設計されることで、建物全体のアンバランスであったり、もしかしたら増改築部分だけが過大な断熱性能を求められたりするケースも発生する、シミュレーションしたわけではないけれども、あるのではないかと思います。

どなたかもおっしゃいましたけれども、今回の2025年の関係でいえばこういう対応でありなのかもしれませんが、将来的には、住宅全体で計算をしていくルートも考えなければいけないのではないかと感じているところでございます。以上です。

【議長】 ありがとうございます。オブザーバーの皆様から御発言いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局のほうから御回答をお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

〇〇オブザーバーのほうから御質問いただいております件につきましては、増改築の定義については建築基準法と同じでございます。建築基準法上、細かな申請の例外ケースもあると承知をしていますが、こちらについては申請を伴うものとお考えいただければと思っております。

また、母屋を改修する場合、増改築を行う場合に母屋の改修をする場合もあって、この評価も含めて行うこともあります、という御指摘をいただいております。こちらについては先ほど〇〇委員のところで御紹介いたしましたように、あくまで今回の基準は適合義務の審査に用いる基準としてどのようなものを定めるかお示しをしたものでございます。既存部分も改修をして、その部分もしっかりその仕様を把握して、それも含めて住宅全体のプログラム、通常の新築の場合と同様に、住宅全体での性能評価していただいて、それを、適合義務ではないですけれども、高い省エネルギー性能は評価をしていく中で、省エネルギー性能評価のところで活用をしていただくことも今、考えているところでございます。こうした対応をしていければよいと思っております。

それから、〇〇オブザーバー様から賛同いただいております、検討を進めていただきたいということで、確実に検討してまいりたいと考えてございます。

また、〇〇オブザーバーさんからいただいていた御指摘でございます。外皮の計算ルートのところでございますけれども、こちらは今ほど、対象部位に対する御指摘のところでも申しあげましたように、確かに増改築部分に、増改築前に性能が高かったような住宅もパターンとしてあり得ると思っておりますけれども、あくまで今回は、増改築部分のみを法適合の対象として、そこを審査しなければいけないことに着目をしており、その実務上の影響なども鑑みて、今回この案でお示しをしているところでございます。おっしゃるように、断熱性能がアンバランスになるような場合もあるのではないかと教えてもらいましたけれども、設計上そのようなことが起こらないように、形状の工夫で対応いただくことは可能ですし、そのためのツールとして住宅全体での評価をする、ウェブプログラムの新築のバージョンを使っていただくことも可能であると考えてございます。以上でございます。

【議長】 よろしいでしょうか。

委員の皆様、オブザーバーの皆様、追加で何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

か。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【事務局】 ○○委員から御発言の希望がございます。

【○○委員】 ありがとうございます。

まず、この方針案について賛同いたします。というのも、ちょっと何人かの方々の御発言があつて、あえて発言させていただきませんが、住宅全体に評価を展開するのが僕はゴールでは必ずしもないと思います。大きな住宅で少ない人数で住んでいく、そういう改築・改修というのも今後、日本の住宅においてはますます多くなっていくでしょうから、大事なのは住宅全体ではなく、使う空間を対象にする、必ずしもその全体に行くこと、評価報告が行くことそのものがゴールではない。それは住宅も非住宅も同じじゃなかろうかというような気がいたします。以上です。

【議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

それでは、引き続きまして、議事の3つ目でございますけれども、資料6、(3)の気候風土適応住宅の取扱いについて、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料6、気候風土適応住宅の取扱いについて、でございます。

1ページ目でございますが、こちらは気候風土適応住宅の現在施行されている法律、省令、告示のほうも含めてお示しをしたものでございます。気候風土適応住宅については、外皮基準を適用除外するほか、一次エネルギー基準について、仕様ルートでの確認のほか、計算ルートで確認する場合も設けてございまして、こちらについて一次エネルギー消費性能の評価を合理化することを行っております。こちらにつきまして、省エネルギー基準適合の全面義務化に伴って、外皮基準に適合させることが困難である、この気候風土適応住宅の位置づけや評価について、以下2点見直しをする案でございます。

こちらの、左側でお示しをしているのが現行の制度でございます。基準省令の中で当面の間の措置として、この外皮基準を適用しない、そして一次エネルギー基準については、仕様基準に適合する、または設計一次エネルギー消費量が基準一次エネルギー消費量を超えないこととございますが、米印で書いてございますように、下にあります算出告示に基づきまして、平成28年国土交通省告示の265号に基づきまして、合理化された一次エネルギー消費量基準を適用することになっております。基準一次エネルギー消費量について、当該住宅の外皮性能について算定可能という取扱いになっております。

また、こういった評価の対象になる要件を定めているのが、こちらの算出の告示786号になりまして、気候風土適応住宅であり、外皮基準に適合させることが困難であるもの

を定める基準として定めているものでございます。それについては右側でございますように、①と②の部分の見直しをする案をお示ししております。詳細は次のページから御説明させていただきます。

2ページ目です。まず、1つ目で、気候風土適応住宅に係る国が定める要件の拡充でございます。現状でございますが、先ほど御説明申し上げましたように、国が定める要件か、もう一つは所管行政庁が定める独自基準を設けておりますけれども、こちらの基準を適合する場合に、外皮基準について適用除外、一次エネルギー消費量基準について合理化されることになっております。

課題でございますが、2025年度以降、原則全ての住宅・建築物において新築や増改築を行う場合に省エネ基準適合となりますけれども、現行の気候風土適応住宅の告示に当てはまらない伝統的構法による住宅の増改築、こうしたものも想定されるところでございまして、省エネ基準への適合が困難であることによって、伝統的構法による既存の住宅の増改築自体が困難となってしまう可能性もあると。なお書きのところでございますが、気候風土適応住宅について、国が定める基準のほか、所管行政庁による独自の基準の設定も可能でございまして、現在21の所管行政庁が運用していただいていることでございます。

3ページ目です。見直しの方針案でございます。国が定める気候風土適応住宅の要件として、現在対象となっていない茅葺き屋根や面戸板現し、せがい造り、石場建てにつきまして、追加をしている案でございます。

追加する要素の考え方について、現行の気候風土適応住宅の告示の制定時の検討を踏まえまして、気候風土適応住宅の認定のガイドラインは、平成28年に助言でお示ししているものでございますが、この中で、外皮基準に適合させることが困難と想定される要素の例ということで、要素を15個ほどお示ししております。このうち、当該要素を実現するために断熱施工が現実的に困難であるものということで、仮に断熱施工を行った場合、当該仕様の持つ意味合いが決定的に損なわれてしまうものを対象にすることで整理をしております。

具体的な項目につきましては、下でお示しをしておりますが、現行の項目に加えて青の点々の中で4つ考えてございまして、茅葺き屋根でございます。茅葺き屋根については、これは屋根断熱や天井断熱、いずれも困難である判断でございまして、仮にそうした断熱を行うとこの茅の部分の機能性を損ねてしまい、断熱施工は困難であると考えてございます。

2つ目、面戸板現しでございますが、こちら、屋根と壁の取り合いの部分、こちらにある面戸板を現しにしておくことでございますけれども、ここに仮に断熱をしてしまいますと要素として成り立たなくなってしまうため、仕様の持つ意味合いが決定的に損なわれてしまうことから対象にすることを考えてございます。

3つ目、せがい造りでございますが、こちらは垂木が外側に大きく張り出しているということで、桔木と呼んでいる部分について、これが外皮を貫通するために取り合い部分で隙間が生じるものでございますけれども、その裏の部分断熱をしてしまいますと、せがい造りの要素ではなくなってしまうため、当該仕様の持つ意味合いが損なわれるものとして対象とすることを考えてございます。

最後、石場建てでございますが、こちらは構造上の技術でございます、礎石の上に直接柱を立てるもので、米印で書いてありますけれども、床板張りとはセットの場合に限ることを考えております。石場建ての場合、床下は開放的にいたしますので、基礎断熱することはできない状況でございます。床板張りの場合であれば、上にお示しをしているように下地材を用いて、そのままここに断熱材を張らずに床板張りをしているものであり、床断熱をしていない状況でございますので、こういったものとセットの場合は、対象とすることで考えてございます。

4ページ目です。一次エネルギー消費性能の評価基準に係る外皮性能の見直しでございます。現状、国が定める要件や所管行政庁が定める基準に適合する場合には、外皮基準を適用除外とするほか、一次エネルギー消費量基準の適合性評価の方法として、気候風土適応住宅固有の方法を認めております。

それが下のところでございまして、課題のところでございますけれども、仕様ルートではなくて計算ルートで評価をする場合、この一次エネルギー基準の評価に際して、暖冷房の基準一次エネルギー消費量を算定する際には、気候風土適応住宅の当該住宅の外皮平均熱貫流率や平均日射熱取得率を把握して、それを用いて算定することになっています。

赤の部分で、下の表の中でございますけれども、気候風土、通常の住宅の場合は標準の外皮性能について算出されると書いてございますが、気候風土適応住宅については、この赤枠囲みのところで、気候風土適応住宅の構成要素に対応して U_A 値や η_{AC} 値を計算し、それを用いて基準一次エネルギー消費量を計算できますので、通常の住宅に比べて、やや不利な外皮性能を前提とした基準一次エネルギーを計算できることになっております。

ただ、今般、省エネルギー基準への適合義務に住宅が加わってくることになりますので、

所管行政庁や省エネルギー基準適合性判定機関において、この取扱いについて、この基準一次エネルギー消費量の算定も含めて確認をしなければならない状況でございます。

こうした課題を踏まえまして、気候風土適応住宅の仕様については、工業化や規格化されてないものも含まれていて、必ずしも適否の確認は簡単ではないと考えてございます。

5ページ目、こうした状況を踏まえた見直しの方針の案でございますが、外皮基準については引き続き適用除外といたします。一次エネルギー消費量基準の適用については、仕様ルートで確認いただくことが原則と考えております。

ただ、計算ルートでの一次エネルギー消費量基準への適合確認も可能とする必要がございます。その際に当該住宅の外皮性能が不明であることも想定されますので、評価上用いる外皮性能については省エネルギー基準相当の水準で既定値としようということでございます。この外皮の部分については、既定値による仮想計算でございますので、設計一次エネルギー消費量は算出をしないでB E I 値のみを算出することを想定しております。これによりまして、基準一次エネルギー消費量の部分については通常の住宅と同じように取り扱うことによって、審査上も合理化できると考えてございます。

なお書きの部分ですけれども、こちらについての気候風土適応住宅の規定は、現在は例外的な規定で、当面の間の措置として規定してございますが、今回は省エネルギー基準適合の全面義務化に合わせて、当該位置づけを見直して恒久的な措置として位置づけをしてはどうかと考えてございます。

議題の3については以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明について御質問、御意見をいただきたいと思っておりますけれども、本日欠席の〇〇委員より御意見いただいておりますので、事務局から御紹介をお願いいたします。

【事務局】 〇〇委員から、この手当てで伝統的な住宅が救われるのかよく分からないけれども、伝統派の方々との意見交換した結果であれば、よいのではないかと。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。それでは、改めて先ほどの事務局の説明内容につきまして、御質問、御意見を含め御発言をお願いしたいと思います。

まず、委員の皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、オブザーバーの方も含めて、〇〇オブザーバーの〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 ありがとうございます。また実務者側からのちょっと御質問を

させていただきます。数点あります。

まず、4点、茅葺き等、石場建て等を追加していただいたことに関しまして、これからの改修なども含めて大変結構なことだと思っています。今後、また、検討されるとは思いますが、茅葺きに限らず、こけら葺き等もあるのではないかと考えております。

それから、計算が大変楽になったということは、実務側からしますと大変助かるということですが、ただ、報告を受けていますけれども、現状の気候風土適応住宅用のプログラムと、それから標準のプログラムに、サステナブル先導事業であったものを入力した場合に数値が変わってきたと報告を受けております。これは数値が違う、計算上違うように出るようになっていたのかと思います。

その比較された人からの報告を聞きますと、一般住宅版に入れてB E Iが0.94で出たものが、気候風土適応版だと0.85で出たと報告を受けておりました、標準版になると厳しくなるのかという点を御質問させていただきたいと思っておりました。

あと、気候風土適応住宅、やはり、暖房設備等がほかと変わってくるということではないのですが、薪ストーブなどの評価が今後どうなるのかも懸念のところがございます。以上です。

【議長】 ありがとうございます。それでは、今、〇〇様のお手が上がっておりますでしょうか。いかがでしょうか。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇でございます。

〇〇オブザーバーは繰り返し気候風土適応住宅の推進について要望をさせていただいてきた関係もありまして、今回の拡充と提案の内容を大いに評価できるものと歓迎しているところがございます。ありがとうございます。

あえて申し上げますと、地域の住文化と担い手を保護していく観点からしますと、さらなる推進が必要ではないかとも考えておりました、参考資料で、所管行政庁における独自基準の設定状況という資料がありますけれども、制度と所管行政庁の取組状況については、まだまだ不十分ではないかな、と思っております。各地域の設計者や工務店が、この制度そのものをまだまだ認識をしていない状況も一方であるのかな、とも思いますが、2025年の義務化に向けて、こうした各地域での独自基準の設定などについても推進していく必要があるのではないかと感じているところがございます。以上です。

【議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。委員の皆様、オブザーバーの皆様、御発言いただいて結構でございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

それでは、事務局のほうから回答等お願いをいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

気候風土適応住宅のほうで、〇〇オブザーバーのほうから御意見をいただいて、また御質問もいただいてございました。茅葺き屋根の追加に当たって、それ以外のものも含めるべきではないか、という案をいただいております、それについては、まず、実態の把握も含めて検討していくことが必要ではないかと考えてございます。今回の案としてお示しをしているのは、取りあえず茅葺きの屋根と御理解をいただければと思っております。

2つ目で、このサステナブル先導事業において起用された物件について、ウェブプログラムに入れた場合の値が、一般住宅版だと0.96で気候風土版だと0.85という、気候風土版のほうが良く出ているので、それを今回見直しすると変わってしまうのではないかと御指摘をいただいておりますが、今般の通常版に入れる際に、5ページで書いてございますけれども、評価上そんなに不利になることはないのではないかと原則考えております。といいますのも、今回基準値のほうは標準の外皮性能で通常の住宅に揃えるわけですが、その設計値のほうも既定値を用いて、標準の外皮性能を持っていると評価上見なすこととなりますので、気候風土適応住宅については外皮の基準は適用除外になりますし、この外皮性能については事実上問わないこととして、今回設計一次エネルギー消費量について、標準住宅相当のものは評価上用いてよいこととなります。したがって、純粋に設備の効率がよければ、通常の住宅と同じようになるものと考えております。

薪ストーブについても御指摘をいただいておりますけれども、こちらについても現状、評価の中に取り込んで、あるいは気候風土適応住宅の中にはありませんが、省エネ基準の評価法の中で取り込めるかどうかにつきましては、継続して算定する方々の業者様の御意見等も伺いつつ検討をしていくことで考えてございます。

それから、〇〇オブザーバーさんからいただいております、気候風土適応住宅の基準の拡充については歓迎をすることとご意見いただいております。所管行政庁の取組について言及をいただいております、今日こうした形で取りまとめたものをお示ししましたが、引き続き関係省庁における取組の状況及びこの気候風土適応住宅制度そのものについての周知、情報提供に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。追加の御質問、御意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇です。

すみません。先ほどのお話の中で御質問すればよかったかもしれないのですが、今回の、基本的に気候風土型とか、あるいは伝統構法的なものを一生懸命やろうとしている方の応援みたいな方向性の制度ということで、おおむね賛同しておりますが、逆に気候風土型と認められさえすれば検討を除外・緩和されるということなので、何か悪用するというか、逆手に取っていくという人が現われないかを検証されているのかが、疑問に思っています。いかがでしょうか。

【議長】 どうぞ、事務局からお願いいたします。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。こちらにつきましては、まさに適合義務の対象になるその部分について適用除外することがございますから、こういったところが悪用されるような事例が出てこないようにということについて、注意を払ってまいりたいと考えてございます。これに当たって、所管行政庁及びその省エネルギー基準適合性判定機関における判断が重要になってくると考えてございます。気候風土適応住宅に当たるかどうかの要素について、気候風土適応住宅の解説というものを国土交通省で令和3年に出してございますけれども、こうしたものを参考にしつつ、所管行政庁及び省エネルギー基準適合性判定機関における判断の参考になるように提供してまいりたいと考えてございます。また、審査側、申請側双方ともコミュニケーションを取りつつ、この制度上の抜け穴になることがないように必要な対応を考えていきたいと考えてございます。

【議長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、資料7ですよね。その他、非住宅建築物の評価方法の合理化について、事務局より御説明をお願いいたします。

【事務局】 資料7でございます。こちらにつきましては、御報告事項とさせていただいておりまして、省令や告示改正を伴うものではございませんけれども、現在、取り組んでおりますウェブプログラムの評価についての状況を御報告させていただくものでございます。

1 ページ目でございますが、昨年の、こちらの2省の合同会議において示した考え方を踏まえまして、非住宅のプログラムにおいて標準入力法で評価できるがモデル建物法では評価することができない項目について、モデル建物法でも評価ができるように合理化をし

ていくものでございます。

現状、非住宅の評価については、標準入力法とモデル建物法の活用率を比較した際に、モデル建物法を活用されている方が9割ということでございます。こういった状況や民間事業者さん等の御意見を踏まえまして、当該項目の採用状況や省エネ効果、あるいは申請者や審査者への影響など総合的に勘案し、モデル建物法の入力項目を追加していくことを考えてございます。

下にお示しをしているのは、2024年4月からの大規模非住宅の引上げの目標でございますけれども、各用途の2030年度の目標やBEI0.8の適合率の状況などを踏まえて、用途に応じて、工場等は0.75、事務所、学校、ホテル、百貨店は0.8、病院、飲食、集会所については0.85という基準としておりました。

こちらについて、検討の際に御指摘をいただいております事項として、換気量の増加や、モデル建物法で空調の風量制御が適切に計算できるようにしていただきたいこと。あるいはその給湯の台数制御や太陽熱の集熱効率なども評価できるようにしてはどうかということがございまして、随時取組をしている状況の御説明でございます。

2ページ目です。昨年の7月の合同会議でお示しをしているものでございますが、円グラフの下でお示しをしているところがBEI0.8の適合率でございます。下でお示しをしている病院、飲食、集会所という用途についてはBEI0.8への適合率が相対的に低かったものでございますが、ほかの用途と比較しまして、例えば飲食でしたら換気や給湯のエネルギー消費量が多い、病院についても給湯や換気のエネルギー消費量が多いという実態も踏まえて検討している状況でございます。

3ページ目は簡単でございますが、現在、標準入力法で評価可能ですが、モデル建物法で評価対象としていない項目についてお示しをしております。空調の変風量制御において最小風量比の入力、あるいは全熱交換器の効率の入力、空調の変流量制御についての最小流量比の入力や換気のインバータ制御の有無について、今年4月から実装しているものでございます。こういったものも入力可能にするとともに、照明や給湯、そして太陽光発電設備の入力の枚数等についても、より精緻に評価できるようになると考えているところでございます。

そして、これを当てはめた場合、病院の例でお示しをしておりますが、2024年度から病院の基準値は0.85で考えておりますけれども、現在のモデル建物法では評価上0.96と出ているものについて、これらの下の表でお示しをしている、省エネルギー性能向

上の取組を反映できるようにした結果は評価上0.84になりまして、基準値を満たした形で評価できるようになるものでございます。

簡単ではございますが、以上が非住宅の評価法合理化についての御説明でございます。

【議長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの資料について御質問等あれば御発言をお願いしたいと思います。挙手機能を使っていただければと思います。

〇〇様、お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 御説明ありがとうございました。

1点質問をさせていただきたいのですが、1ページ目の、標準入力法とモデル建物法の採用比率が1対9ということでありましたけれども、これは件数ベースでの比較比率でしょうか。これの、大体私と私の周りの仲間たちがやっている内容とおおむね感覚的には一致をしております。個人的にはもうちょっとこの標準入力法が増えてくれないかと思っ
ているところなのですけれども、ただ、標準入力法をやっている人というのは、大体かなりこの件に関して詳しい方が多かったり、また、規模として大規模のものが多かったりしているのもまた感覚的にありまして、もしお持ちであれば、この2つの方法の比率、建物の面積ベースで比較すると、どのぐらいの比率になるのかという情報がもしあれば、教えていただきたいと思って聞いておりました。

それから、最初にお話しをされましたが、今日の説明の最初の資料3ですか、21ページと23ページに形態規制の合理化と、面積や階数に算入されない条件付のルール改正が説明されておりましたけれども、これはとっても実務家としてはありがたい修正であります。特に形態規制については、太陽光発電パネルの設置とよく競合が起りまして、面積が増えるなら設置を取り止めましょうかとおっしゃるクライアントが結構いらっしゃったりもしますので、その辺がこのようにうまく機能的にさせていただくと、非常に実務家としてはありがたい、取扱いを明確にさせていただいたことについては御礼を申し上げたいと思っております。私の周りからも結構これについては、非常にいい改正をしていただいたという声が非常に大きかったと思います。

やっぱりこの環境面での様々な誘導施策というのは、それと一見直接関係がないような法律と結構あちこちで抵触することが多くて、例えば木造推進と耐火性能が結構お互いに矛盾するものがあるもので、今後もこういうことは結構見つかると思いますが、ぜひ今後も、うまい妥協点を見いだしていただければと思いますので、よろしく願います。これについては本当に御礼を申し上げたいと思います。以上です。

【議長】 ありがとうございます。それでは、〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。

2ページ目のグラフなどを見て反応してしまったのですが、全体についてここで発言してよろしいですか。

【議長】 結構でございます。お願いいたします。

【〇〇委員】 性能基準の整備といいますか水準が着実に上がり、ZEHのこともあり、かなり御努力されて、運用時の環境負荷、CO₂排出などは見事に抑えられているということで、運用時はこれで進むと。さらに、スコープ3とかいう言い方がされていますけど、運用時以外のCO₂排出もどんどん抑えていこうという動きがあることは伺っています。

それはそれで大切ですが、今見せていただいているデータなども、要は設計値・計算値です。申し上げたいのは、実測値、実績値、使用実態との照合といいますか、特に国として、建物の使用実態、実績値を持っているというのは非常に重要と思っております。特にスマートメーターとか、HEMSやBEMSとか、技術的にはかなりのことが可能になっていって、実際に情報はどんどん蓄積していますので、これらを活用して建物のエネルギー消費実態を見るところもぜひ御検討いただければと思います。住宅のほうは、御存知のとおり、家庭CO₂統計で年間1万件ぐらいを毎年確保して、環境省の公的統計として始まっていますので、かなり心強い。私どもは開始以来毎年見させていただいており、コロナの影響でどうなったかなど、かなりつぶさに分かるのですが、同じ目で非住宅を見ようとすると、データがないのです。エネルギー統計とかは全く違う視点からですし、個々の建物については全然触れない。計算値と実態の相関についてレポートが出ていますけれども、全然違うのですよね。省エネ基準をどんどん精緻にしていこう、というのと併せて、実態との照合といいますか、実績データが技術的には着実に蓄積されているはずなので、活用するシステムの構築をぜひ御検討いただければと思います。よろしくお願いします。

【議長】 ありがとうございます。〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 ありがとうございます。全体についてのコメントでよろしいでしょうか。

【議長】 結構でございます。

【〇〇委員】 ここまでの御説明ありがとうございます。全体、ここまでの方針についても賛同させていただきたいと思えます。

その上で全体についてコメントをしたいのですが、現在のエネルギー基本計画で想定されている2030年までのエネルギー消費効率の向上の目標というのは、既に極めて野心

的ですが、ただし、先日のG7のエネルギー環境大臣会合あるいはサミットにて、2035年までの温室効果ガスの削減を2019年比で60%深掘りをするという強い要請がされました。最初の資料3で御説明があった現在の目標値について、さらなる深掘りが求められています。ですので、特に民生部門での削減強化の期待が高いことから、これから長く利用される建築物の省エネ基準の強化は必須だと考えます。

今回の改定で、全ての新築住宅と非住宅で省エネ基準への適合が義務化され、かつ、その誘導基準も強化されます。他方で、評価ルートの合理化に加えて、既存の建築物の増改築については、増改築する部分のみでの基準適合を見る工夫、あるいは気候風土適応住宅の要件を拡充するなど、柔軟性を高めておられることを承知しました。ここまでの関係者の御努力に敬意を表したいと思います。

今回の改正で、中小規模の新築住宅、非住宅の省エネ基準適合も義務化されますので、大手事業者だけでなく、地域の中小工務店の理解と対応促進が重要となります。ただし今後、業界の御努力だけでは、より高い省エネ性能の実現はできないと考えます。需要家、消費者が進んで、より高い消費性能を取り入れるような、社会的な理解の促進も必須です。ZEH・ZEB基準相当の消費性能、省エネ性能に整合させるという要請を供給側だけでなく、住宅の施主を含む需要家、ユーザー側も正確に理解して、成果を上げられるように、引き続き丁寧な広報、説明や支援策についてお願いしたいと存じます。

また、先ほど〇〇先生の御指摘もありましたけれども、今後効果についてのデータの検証、あるいは制度全体の検証、さらなる改定も必要になると考えます。引き続き、皆様の御尽力が必要かと思えます。よろしくお願い申し上げます。

以上です。ありがとうございました。

【議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。〇〇様お願いいたします。

【〇〇オブザーバー】 〇〇オブザーバーの〇〇でございますが、発言してよろしいでしょうか。

【議長】 大丈夫です。

【〇〇オブザーバー】 ただいまの御説明の資料7について質問を2点ほどさせていただきたいと思えます。

先ほどの仕様基準ルート拡充と同様に、本件、モデル建物法への評価項目の追加・拡充につきましても実態の効果を鑑みた柔軟な合理化を進めていただきまして、誠にありがとうございます。省エネの取組を柔軟かつ適正に評価いただけることは、事業者にとっての

重要なインセンティブの一つとなりますので、是非引き続きのご検討をお願い申し上げます。

本件につきまして質問が2点ほどございます。まず3ページにつきまして、今回の見直しにおいて評価へ追加される項目が記載されておりますが、ここに記載されている項目につきましては、すべて同時に評価対象としてウェブプログラムに反映されるという理解でよろしいのかということが1つ目の質問となります。

2点目は、我々取り扱っている数多くのプロジェクトにおいて、日々企画・設計作業が進行中の状況でございますが、実際の運用開始時期がいつ頃になるのかにつきましてもご教示いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【議長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。いいでしょうか。

〇〇委員、お願いいたします。

【〇〇委員】 参考資料はこの後、何か紹介や議論されることありますか。ないのであれば発言したいです。

【議長】 特に紹介いたしませんけど、御発言は申し上げます。

【〇〇委員】 では簡単に。

参考資料の中に入っているもので、省エネの未評価技術の評価の円滑化の話をとっても重要に思っています。運用方法によって得られる結果に差が出る未評価技術がございますけれども、例えば、的確な運用が行われることを前提とするなど、ある意味では、建物使用者の性善説にのっとりた評価方法があってもよいと思っております。当該技術を備えて運用している事例を調べていただいていると思っておりますけれども、一方で、未評価技術について性能が評価されるようになる、建物の持つポテンシャルを正しく引き出すことができる導きが大事なかなと思っております。以上でございます。

【議長】 ありがとうございます。ほかに。大分時間が少なくなっておりますけど、ほかにいかがでしょうか。

それでは、事務局のほうから御回答等お願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。また、重要な御指摘、多々頂戴しておりまして、すみません、簡潔ではございますが、回答させていただきます。

まず、〇〇オブザーバーの〇〇様からいただいていた、省エネルギー基準適合性判定におけるモデル建物法の適用割合ですけど、これは恐らく件数ベースであったと認識しております。面積ベースで集計したか確認をしてみないと分からないところですので、またやり

取りさせていただきたいと思っております。

続きまして、〇〇先生からの実態の部分でございます。以前からいただいていた実態把握についての重要性でございますけれども、どういったことができるかを踏まえて検討してまいりたいと思っております。重要性について認識をしているところでございます。

それから、〇〇委員からございました評価ルート合理化についてのさらなる取組の重要性については、我々もそういった認識も持ちつつ、まずは着実に2030年の目標に向けて取り組んでまいりたいと今回お示ししたとおりでございます。実態把握など、実績の部分については、先ほどの〇〇委員と同じでございますが、次はどういったことができるかを含めて検討してまいりたいということでございます。

また、〇〇オブザーバー様からいただいております、時期でございますけれども、こちら随時ウェブプログラムの実装に向けて作業してございます。早ければ今年の秋頃からと予定してございます。こちらの表にあるものについて対象にしようということで対応を続けております。

また、〇〇先生から、未評価技術の円滑化について、省エネルギー基準適合性判定制度との紐付けの中でどのように対応していくかという視点もございまして、まさに対象技術の運用実績によってという部分についても、まずは第三者評価などで活用する方向性も含めて、今年の1月にお示しをした方向性にのっとり円滑化してまいりたいと考えております。

それから、最後になってしまっておりますが、〇〇オブザーバー様から冒頭いただいております、モデル建物法の対象の追加項目でございますけれども、ある程度限定した形で反映をせざるを得ないかな、と現状は思っているところでございます。用途は多数ございますので、その中である程度標準的なものを取り出して提供しているものでございます。

それからC工事、テナント側に対する周知といったところにつきましては、引き続き事業者様などの助成も含めて、取り組んでいきたいと思っております。

それから、複合用途の部分のB E Iの表示については、こちら前回の小委員会でもお示しをしておりますように、基本的には用途ごとにエネルギー消費量計算してから合算値で最後表示をすることで、エネルギー消費量の適否を判定することになってございます。

最後、モデル建物法の表示については、一次エネルギー消費量が今、ギガジュールが出ていないというところの改善を、ということでございましたけれども、こちらのモデル化した建物でのエネルギー消費量の計算になりますので、ギガジュールそのものを別に算出

してしまいますと、その建物の実態でのエネルギー消費量を必ずしも正確に表しているものではない部分も、一部はあろうかと思っておりますので、現状の運用ではギガジュールそのものの算出はしないことにしているところでございます。そちらについて御理解いただければと思っております。

簡単ではございますが、以上で事務局の回答とさせていただければと思います。

【議長】 ありがとうございます。

それでは、そろそろ予定の時間となっておりますけれども、今日の御議論で、議事の1から3につきましては、修正等がありましたら私のほうで事務局と調整をさせていただきたいというふうに考えております。

そこで、私、委員長のほうに、この修正に関しては一任をしていただきたいと思いますけれども、いかがでございませうか。

(「異議なし」の声あり)

【議長】 ありがとうございます。それでは、委員長に一任をさせていただいたということで、進めさせていただきます。

ほかに御意見がなければ、議事は以上とさせていただきたいと思っておりますけれども、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から連絡事項等がございましたらよろしくお願いをいたします。

【事務局】 今後の予定といたしましては、ただいま御議論いただきました内容を踏まえまして、パブリックコメントを実施し、本年秋頃の省令等の交付を予定しております。

また、施行時期につきましては、令和7年春、省令関係を目標として具体化を進めてまいりたいと思っております。

終了に当たりまして、国土交通省〇〇参事官、経済産業省〇〇課長から、御礼の御挨拶を申し上げます。

【〇〇参事官】 〇〇です。一言御礼申し上げます。本日、熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。

議論の中にもありましたように、日本政府としても、2013年度比で46%という野心的な目標は掲げていますけど、国際情勢をいうとIPCCはもっと頑張れという数字が出ていの中で、建築分野だけで達成できる話でもないかと思っておりますけど、むしろ建築分野、住宅分野が足かせにならないように、しっかり我々も頑張っていかなければいけないと思っております。

本日の御議論を踏まえまして、当面、取りあえず2年後、2年弱、先になりますけれども、全面施行、省エネルギー基準適合完全義務化に向けまして、しっかり進めていきたいと思っております。この後、さらに2030年までにZEHレベルまでどんどん上げる作業も、当然やらなくてはいけないので、ぜひ、皆様方の御指導をまた仰ぎたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。

私から以上です。どうもありがとうございました。

【〇〇課長】 経済産業省の省エネルギー課長の〇〇でございます。今日は議論を伺いまして、建築物の省エネルギー政策が大きく進んでいることを改めて実感したところでございます。

他方、〇〇参事官からもお話があったように、世界的にはどんどん加速しているところでございます。我々経済産業省としても、関係省庁と連携しながら、持続的に様々な政策を着実に進めていきたいと考えております。具体的には、最初の施策の紹介の中でもあった、既存の建築ストックを省エネルギー化するための支援事業、これは国土交通省、環境省、経済産業省との連携事業で、補正予算も使いながら大きく進めているところでございまして、ZEH・ZEBの政策もまた、次のステージに進めていかななくてはならないと改めて思ったところでございます。

また、我々は省エネルギー法で、例えば一定規模以上の貸事務所事業者については、定期報告制度を通じて事業者のエネルギー使用実態データを集めていることでもありますので、こういったものも生かしながら、うまく、この分野で連携しながら協力したいと考えております。引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

【議長】 ありがとうございました。

本日はお忙しい中、御審議をいただきまして、感謝をしております。

以上をもちまして、第18回2省合同会議を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

— 了 —